

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年11月18日(2024.11.18)

【国際公開番号】WO2022/101227

【公表番号】特表2023-548429(P2023-548429A)

【公表日】令和5年11月16日(2023.11.16)

【年通号数】公開公報(特許)2023-216

【出願番号】特願2023-550714(P2023-550714)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 1 3 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

A 6 1 P 2 5 / 1 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【F I】

A 6 1 K 3 1 / 1 3 8

A 6 1 P 2 5 / 1 4

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月8日(2024.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

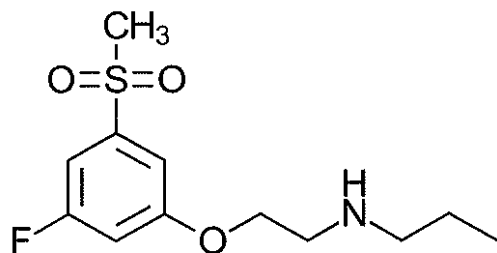
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減に対する医薬品の生産のための、式Iの化合物：

【化1】



式I

30

または薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項2】

パーキンソン病のための医薬品は、アポモルフィン、L-DOPA、L-DOPAの誘導体、プラミペキソール、ロピニロールおよびロチゴチン、または前述したパーキンソン病のための医薬品のうちのいずれか1つの薬学的に許容される塩からなる群から選択される、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

パーキンソン病のための医薬品は、L-DOPAまたは薬学的に許容されるその塩を含むかまたはこれからなる、請求項1に記載の使用。

【請求項4】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、L-DOPA感作の

40

50

予防または軽減を含むかまたはこれからなる、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 5】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩を、ジスキネジアを経験していない対象に投与することを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 6】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩を、L - D O P A 誘発性ジスキネジアを経験していない対象に投与することを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 7】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩を、対象への式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩の最初の投与の前の少なくとも 1 日間のパーキンソン病のための医薬品（例えば L - D O P A または薬学的に許容されるその塩）での一連の処置を受けている対象に投与することを含む、請求項 5 または請求項 6 に記載の使用。

10

【請求項 8】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩を、パーキンソン病のための医薬品を予め投与していない対象に投与することを含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 9】

前記パーキンソン病のための医薬品は、L - D O P A または薬学的に許容されるその塩である、請求項 8 に記載の使用。

20

【請求項 10】

パーキンソン病のための医薬品に対する感作の予防または軽減は、式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩を、対象へのパーキンソン病のための医薬品（例えば L - D O P A または薬学的に許容されるその塩）の最初の投与の少なくとも 1 日前に対象に投与することを含む、請求項 8 または請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩は、対象がパーキンソン病と診断された後に対象に投与される、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の使用。

30

【請求項 12】

式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩は、1 個またはそれ以上の以下の特徴：  
約 60 歳未満の年齢であること、  
女性であること、  
重度の運動および機能障害を示すこと、  
パーキンソン病に対する遺伝的感受性を伴うこと、  
不安症に罹患していること  
を有する患者のようなパーキンソン病のリスクのある患者に投与される、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 13】

式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩は、式 I の化合物の約 2 . 5 m g、約 5 . 0 m g または約 7 . 5 m g の式 I の化合物に相当する量のような、式 I の化合物の約 2 . 0 m g ~ 最大約 10 . 0 m g に相当する量で投与される、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の使用。

40

【請求項 14】

式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩は、第 1 の量において 1 個またはそれ以上の用量で投与され、次いで第 2 の量において 1 個またはそれ以上の用量で投与され、前記第 2 の量は、前記第 1 の量より小さい、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 15】

第 1 の量は、式 I の化合物の約 7 . 5 ~ 最大約 10 . 0 m g の量に相当する、請求項 1

50

4 に記載の使用。

【請求項 16】

第 2 の量は、式 I の化合物の約 2 . 5 ~ 約 5 . 0 mg の量に相当する、請求項 14 または請求項 15 に記載の使用。

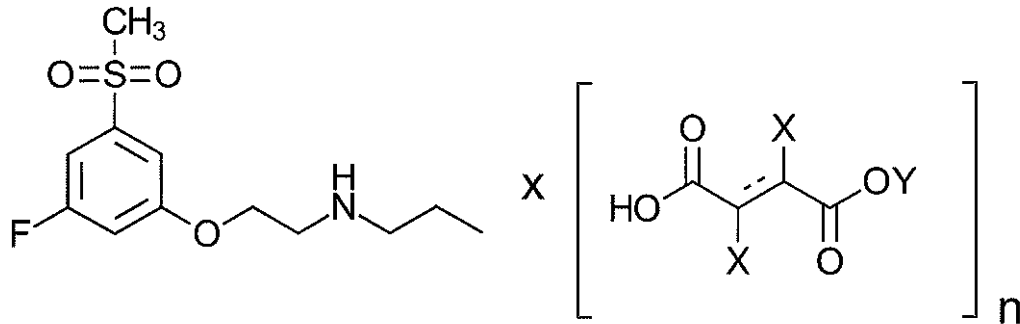
【請求項 17】

式 I の化合物または薬学的に許容されるその塩は、1 日 2 回投与される、請求項 1 ~ 16 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 18】

式 I の化合物の薬学的に許容される塩は、式 I I I の塩：

【化 2】



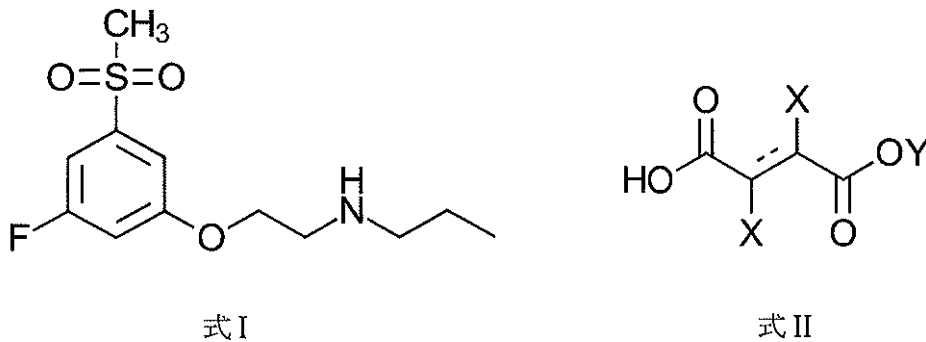
10

20

式 III

であって、式 I の化合物と式 I I の酸：

【化 3】



式 I

式 II

30

との 1 : n の比での組合せであり、  
式中、

X は H または OH であり、

Y は H、または Li、Na および K からなる群から選択されるカチオンであり、

40

【化 4】

---

は単結合または二重結合であり、

n は 0 . 5 または 1 である

前記塩である、

請求項 1 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 19】

以下の値：

50

XはOHであり、

YはHであり、

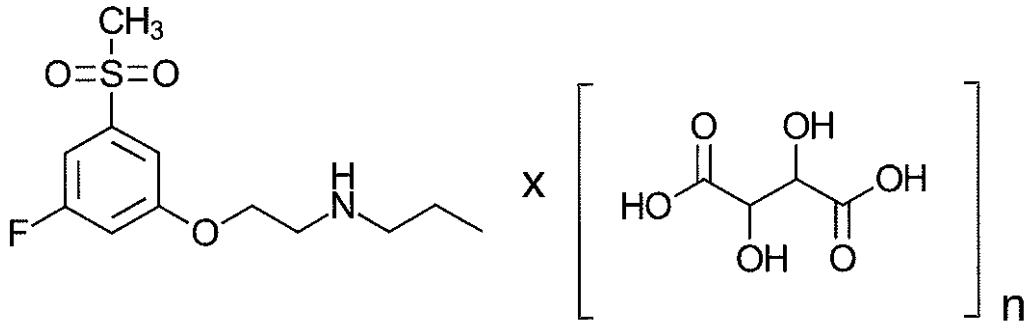
【化5】

---

は単結合である、

は、式IIIの塩に適用し、それにより式Iの化合物と酒石酸との組合せである式IVの塩：

【化6】



式IV

を得る、請求項18に記載の使用。

【請求項20】

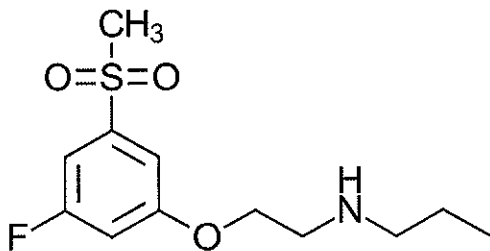
nは0.5である、請求項18または請求項19に記載の使用。

【請求項21】

パーキンソン病のための医薬品（例えばL-DOPAまたは薬学的に許容されるその塩）の投与量の最適化のための医薬品の生産のための、

式Iの化合物：

【化7】



式I

または薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項22】

投与量の最適化は、パーキンソン病のための医薬品を、経時的に増加する量で対象に投与することを含む、請求項21に記載の使用。

10

20

30

40

50